

・大井町駅東口での客引きについて

Q. 大井町駅東口出て左手のスペースで、ある店の客引きの若い女の子達が目立つようになったとメールで意見を出した。その後しばらくいなくなったが、先週の土曜日の夜にその店の店長らしき男が客引きしていた。さらに、今週からまた女の子達がそのスペースに立って客引きをしだした。

店の営業許可を取り消したり、営業停止するような注意はできないのか。自分は、ほぼ毎日そこを通る近隣住人なので、そういう人から通報がきていますよと店に注意することはできないのか。毎日チェックされているとわかれば客引きをしにくいのではないのか。

その店の従業員の女の子達の中には未成年で喫煙や飲酒をしていると思われる人もいる。一度営業の実態確認の調査をしてください。なんとか駅周辺の環境を良くしてください。

A 平成 27 年 7 月 1 日に施行されました「品川区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」につきましては、先日ご回答させていただいておりますが、本条例において禁止している客引き行為とは、通行人の前に立ちふさがったり、付きまとったりする迷惑性の高い執拗な客引き行為です。

また、路上でチラシやティッシュ等を配布することは、警察署で道路使用許可を取得すれば法令違反に当たりません。

今回のご意見を受けまして、平成 27 年 8 月 6 日に店舗へ出向き、店長に客引き等について区民の方から苦情が入っている旨を伝えたと、
「法令違反となるような客引きは行っていない。チラシ配布は警察署で道路使用許可を取得して行っている。従業員については必ず身分証明書を確認し、法令違反をしないように気をつけている」と述べていました。しかしながら、毎日通る区民等が客引き状況等をチェックし、違法な行為を行えば区に通報が入ることを伝え、法令違反を行わないよう申し伝えました。

なお、区の職員は営業時間中の立ち入りは法律上認められておりませんので、営業実態の確認はできませんでしたが、管轄する大井警察署と連携し、法令違反があれば指導します。

今後も定期的に巡回パトロールを実施し、悪質な客引き行為等防止の啓発活動を進めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(地域振興部地域活動課)